

滋賀県環境こだわり農業 推進基本計画

平成 23 年(2011 年)3 月

滋賀県

目次

第1	計画の趣旨等	1
	1．計画策定の背景	
	2．計画策定の目的	
	3．計画の位置づけ	
	4．計画期間	
	5．進行管理と評価	
第2	目指す姿と総合的指標	2
第3	基本方針	3
第4	施策の方向と成果目標	4
	基本方針1	4
	(現状と課題)	
	(施策の方向)	
	・化学合成農薬と化学肥料の使用量の削減等	
	・農業排水(農業濁水)の改善	
	・地域資源循環の促進と生物多様性や地球温暖化防止への貢献	
	(成果目標)	
	基本方針2	6
	(現状と課題)	
	(施策の方向)	
	・環境こだわり農産物の生産拡大	
	・環境こだわり農産物認証を基本とした、近江米の振興と特産物の育成	
	・より安全で安心な食の確保を推進	
	(成果目標)	
	基本方針3	8
	(現状と課題)	
	(施策の方向)	
	・消費者の理解促進	
	・事業者等の取組推進	
	・食育等を通じた環境こだわり農産物の理解促進と利用拡大	
	(成果目標)	
第5	各主体の取組	10
	1．農業者等	
	2．農業団体	
	3．農産物販売業者	
	4．消費者等	
資料1	成果目標等一覧	11
資料2	用語解説	13
参考資料	滋賀県環境こだわり農業推進条例	18

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

第 1 計画の趣旨等

1．計画策定の背景

本県では、平成 13 年度に環境こだわり農産物認証制度（以下「認証制度」という。）を開始して以来、平成 15 年 3 月には滋賀県環境こだわり農業推進条例（以下「条例」という。）を制定し、平成 16 年度からは全国初となる県による環境農業直接支払 制度を導入して、環境こだわり農業 に取り組む農業者を支援してきました。

平成 19 年度には、農地・水・環境保全向上対策 が国の制度として始まったことに伴い、本県では世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策 として、農村資源の保全活動とあわせ、地域でまとまった環境こだわり農業の実践を推進してきました。

こうした施策の展開を経て、本県では、水稻作付面積の約 3 分の 1 に環境こだわり農産物の栽培が広がるなど、取組が着実に拡大してきました。

この結果、化学合成農薬の使用量は平成 12 年度と比べて 3 割以上削減され、環境こだわり農産物の県民への認知度も高まってきました。

その一方で、環境こだわり農産物認証マーク（以下「認証マーク」という。）を表示した環境こだわり農産物を消費段階であまり見かけない、家畜ふん堆肥 の有効活用があまり進んでいない等の課題も残されており、今後も、市町や農業団体、農産物販売業者等との連携を深め、協力を得ながら、環境こだわり農業を推進していくことが必要です。

2．計画策定の目的

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画（以下「計画」という。）は、様々な立場の県民（農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者など）が連携し、環境こだわり農業の実践や、環境こだわり農産物の流通にかかる取組を発展させることで、琵琶湖等の環境と共生する農業が本県に根付くことを目指し、推進の考え方や施策の方向を定めるものです。

条例の制定に伴い、平成 15 年 12 月に計画を策定して推進を図り、また、平成 19 年 4 月には制度改正等に対応するため、計画を見直し、取組の拡大を進めてきました。

今回、これまでの推進における成果を踏まえ、環境と調和のとれた農業生産の確保と、より安全で安心な農産物の供給を一層推進していくため、計画を改定します。

3．計画の位置づけ

条例第 7 条の規定に基づき、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本方針や施策の方向、成果目標等を定めます。

4．計画期間

平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの 5 年間とします。

5．進行管理と評価

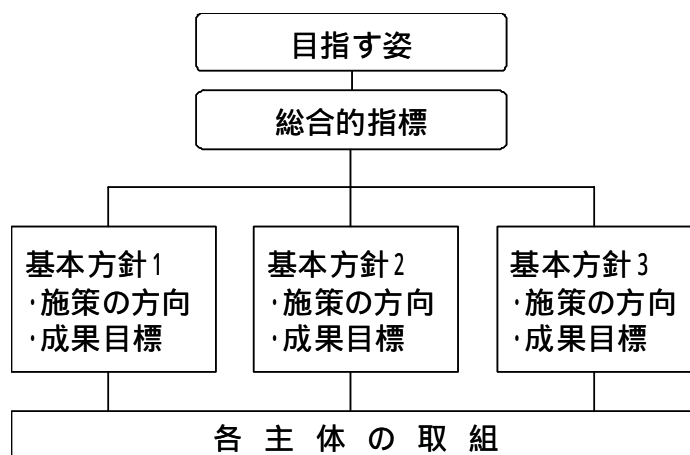
計画に沿った施策の進行管理と評価を年度ごとに行い、その状況を公開します。

また、農政の転換等に伴う情勢の変化や目標の達成状況等を踏まえ、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うなど、柔軟に対応します。

第2 目指す姿と総合的指標

本計画では、条例の趣旨を踏まえた環境こだわり農業の「目指す姿と総合的指標」を新たに示し、その実現に向け、3つの「基本方針」を掲げ、それぞれの基本方針ごとに施策の方向とその成果目標を設定します。

また、県民のそれぞれの立場における積極的な取組を推進するため、「各主体の取組」について整理します。



目指す姿

環境こだわり農業の技術が農業生産の大半の場面で取り入れられ、琵琶湖等の環境に配慮した農業が持続的に営まれます。そして、県民がこのような取組を評価し、琵琶湖等の環境に配慮して生産された農産物を積極的に利用します。

総合的指標とその目標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成27年度)
水稻における環境こだわり農産物栽培面積の割合	33%	50%
環境こだわり農産物の栽培面積 (対象農作物全体の合計)	13,149ha	18,000ha

第3 基本方針

基本方針 1

環境こだわり農業のスタンダード化・定着化に向け、環境に配慮した技術の実践拡大を一層推進します。

化学合成農薬や化学肥料の使用を減らす技術や、農業排水対策の実践拡大等により、琵琶湖等の環境への負荷削減を図るなど、環境こだわり農業が広く定着するよう、地域でのまとまった取組を一層推進します。

基本方針 2

滋賀の地域ブランド「環境こだわり農産物」の生産・流通を推進します。

「環境こだわり農産物」を滋賀の地域ブランドとして、消費者が日常的に選んで買えるよう、その生産と流通を推進します。

また、環境こだわり農産物の認証を基本として、近江米や地域特産物の振興を図ります。

基本方針 3

環境こだわり農産物の積極利用に向け、県民が一体となった取組を推進します。

「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、県民がそれぞれの立場で環境こだわり農産物の利用（加工、販売、消費）を進めることにより、環境こだわり農業が本県に定着していくよう推進します。

第4 施策の方向と成果目標

基本方針1

環境こだわり農業のスタンダード化・定着化に向け、環境に配慮した技術の実践拡大を一層推進します。

(現状と課題)

水稻の温湯種子消毒、園芸作物における防蛾灯 の設置、有機質肥料の利用等の技術が普及したことにより、化学合成農薬や化学肥料の使用量が削減されてきました。特に、化学合成農薬の使用量は認証制度が始まる前の平成12年度と比べ、32.5%削減されました(図1参照)。

一方、水稻の代かきから田植え時期の農業排水対策については、農業者への啓発活動や排水の再利用対策、浄化対策の実施等により、排水が流れ込む河川の透視度は上昇傾向にあるものの、さらに改善する必要があります(図2参照)。

また、家畜ふん堆肥の水田への利用は、供給が図られつつありますが、地域資源循環 の面から、さらに促進する必要があります。

さらに、近年、生物多様性 や地球温暖化 対策への関心が高まっており、環境こだわり農業の推進を通じて、これらにも貢献していく必要があります。

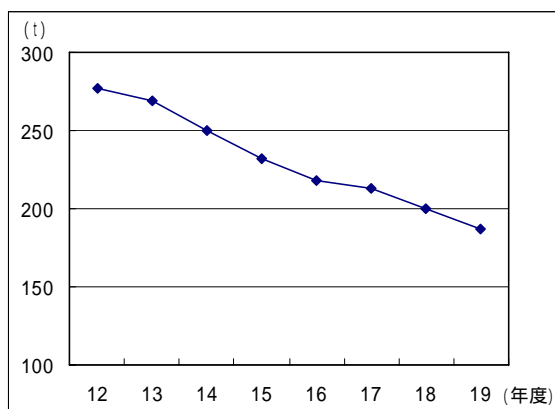


図1:化学合成農薬の使用量(3年間の移動平均値)

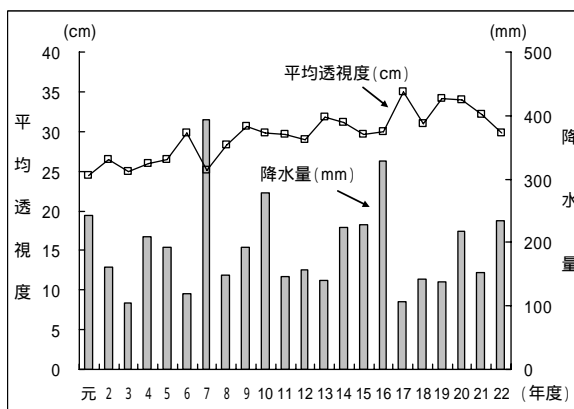


図2:河川の平均透視度と降水量の経年変化(4/15~5/25)

環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとなり、定着していくためには、次のような取組が必要です。

- ・ 環境に配慮した技術の実践拡大による化学合成農薬・化学肥料使用量の一層の削減。
- ・ 代かきや田植え時期における農業排水対策の徹底と、さらなる排水の再利用対策や節水対策による、河川や琵琶湖への負荷削減に向けた取組の推進。
- ・ 耕畜連携 による家畜ふん堆肥の利用等、地域資源循環の促進。
- ・ 環境こだわり農業の推進に伴う、農業の有する環境保全機能 の維持・増進。

(施策の方向)

化学合成農薬と化学肥料の使用量の削減等

- ・ 化学合成農薬の代替となる防除技術、化学肥料を削減する家畜ふん堆肥の利用等を一層拡大します。
- ・ 病害抵抗性品種の育成など、化学合成農薬の代替となる防除技術の開発を進めます。
- ・ 地域でのまとまった取組を推進し、環境に配慮した技術の実践拡大を図ります。
- ・ 遺伝子組換え技術 を利用して育成された種苗等を使用した作物の栽培については、「遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針」に基づき、慎重な指導を行います。

農業排水（農業濁水）の改善

- ・ 浅水代かき の実践を一層拡大し、農業濁水の流出防止につなげます。
- ・ 集落ぐるみによる水路溝畔の補修・補強を進めるとともに、水稻栽培を一元管理する集落営農組織等を中心に、集落や水系単位による適切な水管理を進めるなど、農業排水対策を推進します。
- ・ 農業水利施設 の保全更新時に、反復・循環利用施設 の整備など、節水型・循環型水利用の拡大に向けた取組を一体的に進めます。

地域資源循環の促進と生物多様性や地球温暖化防止への貢献

- ・ 家畜ふん堆肥と稲わらや飼料用稲との交換など、地域資源循環の促進により、畜産農家においては自給飼料の確保を、耕種農家においては土づくりと化学肥料使用量の削減を進めます。
- ・ 「魚のゆりかご水田」などの豊かな生きものを育む水田 の取組を普及・拡大し、水田やその周辺における生物多様性の保全を進めます。
- ・ 堆肥施用による炭素貯留 や水稻栽培における中干し の適期実施等を通じ、地球温暖化防止につなげます。

(成果目標)

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
化学合成農薬使用量の削減割合（平成 12 年度対比）	32.5%	40%
園芸作物における環境こだわり農業技術の取組面積	125ha	190ha
水田八口一 による浅水代かきの実施率	23.4%	30%
主要河川の透視度（代かき・田植え時期）	42.8cm	48cm
耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率	64%	80% (30,000t 拡大)
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田取組面積	111ha	250ha

本計画における「生物多様性」の位置づけ

環境こだわり農業では、化学合成農薬の削減等により、農地等での生物多様性の保全を図ります。また、「魚のゆりかご水田」など、生きものの活動に配慮した水路整備等を、地域での取組として進めていきます。

基本方針 2

滋賀の地域ブランド「環境こだわり農産物」の生産・流通を推進します。

（現状と課題）

環境こだわり農産物の栽培は、年を追うごとに着実に拡大し、平成 21 年度では 13,149ha まで広がりました（図 3 参照）。

特に、水稲や販売用野菜では、作付面積の約 3 分の 1 の規模となっています。

その一方で、環境こだわり農産物の認証を受けながらも、出荷販売に際し、認証マークを表示しなかったり、流通上、必要とされる量にまともっていないなどの事例があります。

そのため、消費者が認証マークを表示した農産物を日常的に選んで購入できる状況には至っていません。

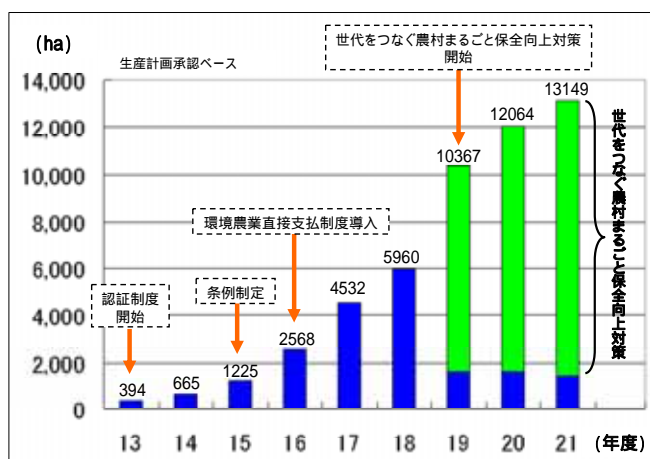


図3：環境こだわり農産物栽培面積の推移



図4：認証マークを表示した環境こだわり農産物とその加工食品

このため、認証マークを表示した環境こだわり農産物（図 4 参照）の販売促進につながる取組や、実需者（量販店や卸業者など）のニーズに対応できる量の確保が必要です。

また、食の安全・安心に対する消費者ニーズの高まりに応える取組の推進が必要です。

- ・ 環境こだわり農産物の生産量の拡大・確保による実需者ニーズへの対応。
- ・ 個々の産地における農産物のブランド化支援による認証マーク表示の推進。
- ・ G A P（農業生産工程管理）の取組推進による、食の安全・安心に対する消費者ニーズへの対応。

(施策の方向)

環境こだわり農産物の生産拡大

- ・ 環境こだわり農業営農技術指針 に基づく技術の普及を図り、環境こだわり農産物の生産をさらに拡大します。
- ・ 環境こだわり農産物の生産に取り組む組織の育成を図るなど、一層の生産拡大を推進し、販路に応じた流通量の確保につなげます。

環境こだわり農産物認証を基本とした、近江米の振興と特産物の育成

- ・ 米においては、コシヒカリや秋の詩など、実需者評価の高い推進主要品種について環境こだわり米の生産を拡大します。また、関係団体等の理解や協力を得ながら、集荷段階から流通段階における区分管理などを進めることにより、まとまった量での環境こだわり米の流通を促進し、近江米の振興につなげます。
- ・ 園芸作物等については、環境こだわり農産物認証に加え、糖度や外観等の品質基準や取組の独自性など、ブランド化に向けた個々の産地における取組を推進します。
- ・ 個々の産地におけるブランド化に向けた取組の一つとして「魚のゆりかご水田米」など豊かな生きものを育む水田の取組を推進します。
- ・ これらの取組を通じて認証マークの表示を進め、環境こだわり農産物の流通を推進します。

より安全で安心な食の確保を推進

- ・ 環境こだわり農産物をはじめとして、各産地において滋賀県版GAPを推進し、県産農産物に対する消費者の信頼確保を高めます。
- ・ 環境こだわり農産物の県内流通を推進し、消費者と農業者をつなぐ地産地消の輪を広げます。

(成果目標)

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成27年度)
近江米の推進主要品種(コシヒカリ・秋の詩)における環境こだわり農産物の栽培面積	6,310ha	10,000ha
環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷する生産組織数	87組織	120組織
GAPに取り組む生産組織数	51組織	150組織

本計画における「地域ブランド」と「ブランド」の位置づけ

県全体で取り組まれ、他の都道府県には無い「環境こだわり農産物」を県産農産物のシンボルとして滋賀の「地域ブランド」に位置づけ、その生産・流通・情報発信を推進していきます。

また、環境こだわり農産物認証に加えて、品目ごとの特徴や物語性を付与するなど、各産地における農産物の「ブランド」化に向けた取組を、個々に支援していきます。

基本方針 3

環境こだわり農産物の積極利用に向け、県民が一体となった取組を推進します。

(現状と課題)

平成 22 年度滋賀県政世論調査によると、環境こだわり農産物を利用する事業者等や、環境こだわり農業への理解・認識の高い団体等との協働で取り組む PR 活動などにより、環境こだわり農産物の認知度は 36.1% に、購入経験者率は 37.0% に高まってきました (図 5、6 参照)。

しかし、継続して利用する消費者の割合は 28.0% と、まだ低い現状にあります (図 6 参照)。

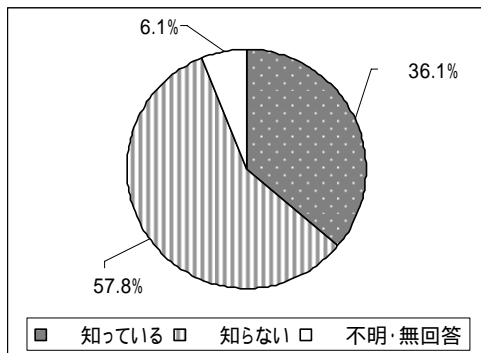


図5:環境こだわり農産物の認知度

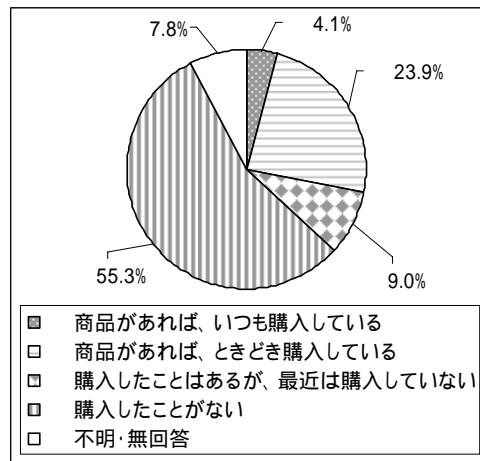


図6:環境こだわり農産物の購入経験者率

$$\left[\begin{array}{l} \text{「購入経験者率」} = + + \\ \text{「継続して利用する消費者の割合」} = + \end{array} \right]$$



図7:環境こだわり農業理解促進PRポスター(左)と、消費者から消費者へ環境こだわり農業をPRする様子(右)



環境こだわり農業が本県農業のスタンダードとして定着していくには、環境こだわり農産物の積極的な利用や継続的な購入などが県民生活に定着していくための取組が必要です。

- ・ 環境こだわり農業についての理解と環境こだわり農産物の積極利用。
- ・ 事業者等における環境こだわり農産物の利用拡大。
- ・ 環境こだわり農産物についての情報発信や啓発活動、学習機会の提供。

(施策の方向)

消費者の理解促進

- ・ 「食べることで、びわ湖を守る。」を合言葉に、環境こだわり農産物の利用が、琵琶湖等の環境保全に貢献するということを消費者に伝えます。
- ・ こだわり滋賀ネットワーク 等の団体と協働し、農業者と消費者のつながりを深めます。
- ・ インターネット等を活用し、環境こだわり農産物の生産情報や、農業者の環境こだわり農業の取組を伝えます。

事業者等の取組推進

- ・ 本県の地産地消を推進する「おいしが うれしが」キャンペーン 登録事業者における、環境こだわり農産物の積極的な利用を推進します。
- ・ 事業者等（外食産業や食品加工業、事業所食堂など）での環境こだわり農産物の利用の輪を広げます。

食育 等を通じた環境こだわり農産物の理解促進と利用拡大

- ・ 環境こだわり農産物をはじめ、地域の農産物の学校給食等への利用を働きかけます。
- ・ 環境こだわり農業や農村環境の保全への理解が深まるよう、学校や地域における農業体験や自然観察等の活動を推進します。

(成果目標)

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)
「おいしが うれしが」キャンペーンの登録店舗数	596 店	800 店
環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合 ^(注)	28%	36%

(注)「環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合」の現状値については、平成 22 年度の値。

本計画における「地産地消」の位置づけ

「地産地消」は、輸送燃料の節減やこん包資材の簡易化等から、地球温暖化の防止など、環境の保全にも寄与するとともに、「近い食」という観点から、消費者の安心感を醸成することにもつながります。

環境こだわり農産物は、本県内で生産されたものだけを認証しており、県民が環境こだわり農産物を利用することは「地産地消」そのものといえるため、上記の効果が期待できます。

第5 各主体の取組

環境こだわり農業を県民が一体となって進めていくため、それぞれの立場の県民（農業者や農業団体、農産物販売業者、消費者など）が、主体的に取り組むことが必要です。

1．農業者等

環境こだわり農業の実践拡大と、持続的な取組を進めます。

化学合成資材の削減や農業濁水の流出防止など、環境こだわり農業を積極的に実践します。積極的にGAPに取り組むとともに、必要に応じて消費者に生産情報を提供できるよう、栽培履歴等の生産情報を整備するなど、食の安全・安心確保の取組を実践します。環境こだわり農業の取組を消費者に伝えるとともに、環境こだわり農産物の利用を広げるため、認証マークを貼付した出荷に努めます。水質の保全や生物多様性、田園景観等の農業の多面的機能が発揮されるよう、農地や農業用水等、資源の適正管理に努めます。

2．農業団体

環境こだわり農業が広く、持続的に取り組まれるよう、農業者の組織化や指導を行います。

環境こだわり農産物を生産する部会や組織の育成・指導など、農業者の組織化と販路の拡大を行います。

環境こだわり農産物の流通を推進するため、実需者のニーズを把握するとともに、集荷や保管等における区分管理を行います。

農産物の安全性の確保に関する指導や生産情報の発信を行います。

農業者に用排水の適正管理を指導するとともに、節水型・循環型水利用を拡大し、環境に配慮した施設の整備とその適正な維持管理を行います。

3．農産物販売業者

環境こだわり農産物を積極的に取り扱うとともに、生産と消費をつなぎます。

ニーズに即した生産が図れるよう、消費者の声を農業者等に伝えるよう努めます。

環境こだわり農業への理解が深まるよう、農業者等の取組を消費者に伝えるよう努めます。

環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に取り扱うとともに、環境こだわり農産物であることを消費者に理解されるよう、情報の提供や、認証マークを表示した販売に努めます。

4．消費者等

環境こだわり農業への理解を深め、環境こだわり農産物の積極的な利用に努めます。

環境こだわり農産物をはじめとする県産農産物を積極的に利用します。

環境こだわり農産物の利用が、琵琶湖等の環境保全に貢献するということを理解します。

環境こだわり農産物に関する情報を他の消費者に伝えるよう努めます。

資料1 成果目標等一覧

総合的指標

項目		現状 (平成21年度)	目標 (平成27年度)	備考
水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合		33%	50%	(環境こだわり農産物生産計画認定面積)/(農林水産統計の主食用作付面積)
環境こだわり農産物の栽培面積		13,149ha	18,000ha	
内 訳	水稲	10,961ha	15,850ha	主食用作付面積の50%
	麦	26ha	1,300ha	需要のある分のみに整理
	大豆	1,533ha		
	野菜	290ha	450ha	販売用野菜栽培面積の約50%
	果樹	103ha	110ha	主な果樹園の約50%
	茶	20ha	40ha	茶摘採面積の約10%
	その他	215ha	250ha	

基本方針1

項目		現状 (平成21年度)	目標 (平成27年度)	備考
化学合成農薬使用量の削減割合 (平成12年度対比)		32.5%	40%	農薬要覧による県内出荷量(除草剤の内、主として非農耕地で使用されるものを除く)
園芸作物における環境こだわり農業技術の取組面積		125ha	190ha	
内 訳	野菜の少量土壌培地耕	23ha	25ha	
	果樹の被覆栽培	95ha	100ha	
	茶の全面施肥	5ha	60ha	
	花の短茎小菊等	2ha	5ha	
水田ハローによる浅水代かきの実施率		23.4%	30%	環境こだわり農業実践状況調査での実施農業者率
主要河川の透視度 (代かき・田植え時期)		42.8cm	48cm	透視度調査(100cm計による)
耕畜連携による家畜ふん堆肥の利用率		64%	80% (30,000t 拡大)	畜産経営環境保全実態調査
「魚のゆりかご水田」など豊かな生きものを育む水田取組面積		111ha	250ha	
内 訳	魚のゆりかご水田	111ha	150ha	
	豊かな生きものを育む水田	0ha	100ha	

基本方針 2

項目		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	備考
近江米の推進主要品種（コシヒカリ・秋の詩）における環境こだわり農産物の栽培面積		6,310ha	10,000ha	県域流通業者の単品販売等仕向け量から算出
内 訳	コシヒカリ	5,190ha	7,500ha	
	秋の詩	1,120ha	2,500ha	
環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷する生産組織数		87 組織	120 組織	県下の生産組織数と取組状況を踏まえて設定
GAP に取り組む生産組織数		51 組織	150 組織	

基本方針 3

項目		現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 27 年度)	備考
「おいしが うれしが」キャンペーンの登録店舗数		596 店	800 店	
環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合 ^(注)		28%	36%	県政世論調査等

(注)「環境こだわり農産物を継続して利用する消費者の割合」の現状値については、平成 22 年度の値。

資料2 用語解説【50音順】

ア行

<p>浅水代かき 代かき時、田面の水には、多量の土の粒子や肥料分(栄養分)、稲わら等の有機物が混じっています。これらの流出を防ぐために、浅水状態(土面が7～8割見える程度)で代かきを行うことを「浅水代かき」といいます。浅水代かきをすると、降雨時などに、畔(あぜ)を越えて水が流出するのを防ぐとともに、代かき後の排水も必要としません。</p>
<p>遺伝子組換え技術 細菌などの遺伝子の一部を切り取り、その構成要素の並び方を変えて、元の生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術です。 例えば、細菌の持つ除草剤の成分を分解する性質を発現させる遺伝子を、植物の遺伝子に挿入することで、除草剤に強い作物を作り出すことも可能です。</p>
<p>遺伝子組換え作物の栽培に関する滋賀県指針 県内における当面の遺伝子組換え作物の栽培に関する取扱いを定めた、生産者向けの指針として平成16年8月に策定しました。 この指針では、最新の科学的知見のもとで、国による遺伝子組換え作物に関する安全性の確保が図られているものの、消費者や生産者の不安から発生が懸念される本県農産物の風評被害や生産・流通面における混乱の防止を図るため、一般ほ場における実用栽培は自粛要請、試験栽培は周辺農作物との交雑や収穫物の混入防止等の措置を要請することとしています。 また、遺伝子組換え作物に関する理解の促進に努めることとしています。</p>
<p>「おいしが うれしが」キャンペーン 県と食品販売事業者等が協働して、地域で生産されたものを地域で消費する「地産地消」を推進する運動です。キャンペーン推進店では、毎月、「第3日曜日と前日の土曜日」を中心に県産農水産物を積極的にPR・販売されています。</p>

カ行

<p>家畜ふん堆肥 堆肥とは、原料である有機物を微生物によって分解し、作物が吸収しやすい状態にした肥料のことをいいます。主に、牛ふん、豚ふん、鶏ふんなどを原料にしたものを「家畜ふん堆肥」といいます。種類により効果に差はありますが、堆肥の施用は土づくり効果や土壌中の炭素貯留効果が期待できます。</p>
<p>環境こだわり農業 化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖等の環境への負荷を減らす技術で生産する農業のことをいいます。</p>
<p>環境こだわり農業営農技術指針 農業者等が環境こだわり農業を行うにあたって、その技術のよりどころとなる指針です。条例第8条の規定に基づいて県が作成しています。 化学合成農薬・化学肥料の使用量の削減や、堆肥その他の有機質資材の適正使用、農業排水の適正管理、その他の事項を定めています。</p>
<p>環境こだわり農産物認証制度 県が定めた基準に基づき、化学合成農薬・化学肥料の使用量を通常の栽培の5割以下に減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖等の環境への負荷を減らす技術で生産された農産物を、県が「環境こだわり農産物」として認証する制度です。</p>

<p>環境農業直接支払</p> <p>農業が環境に及ぼす影響を減らすため、化学合成農薬・化学肥料の使用量の削減や、その他環境負荷を削減する技術を用いた営農方法に取り組む農業者等に対して、一定の要件のもとに行われる経済的な支援。</p>
<p>GAP（ギャップ）</p> <p>Good Agricultural Practice(良い農業の実践)の略語です。</p> <p>まず、栽培の準備から出荷まで、すべての農作業の中に潜むリスク(農薬残留、異物混入、農作業事故など)を整理し、次に、そのリスクを避ける対策をたて、実践し、正しく実践できたかを検証します。そして、再び に戻ってリスクを再確認し、～ の作業を繰り返すことで、「農産物の安全確保」や「環境への配慮」といった、良い農業を確実に実践することにつながります。</p>
<p>こだわり滋賀ネットワーク</p> <p>優れた自然環境や琵琶湖と共存した滋賀の農業のあり方や食について、会員が集い共に考え行動することにより、県民の食への安心感の醸成、地産地消の推進、および滋賀県農業の振興に寄与することを目的とした組織です。生産者、消費者、企業、団体、行政などの会員により構成されています。</p> <p>生産者と消費者の交流会、滋賀の農や食に関する情報発信など、生産者と消費者のきずなを深める活動を行っています。</p>
<p>耕畜連携</p> <p>米や野菜等の生産農家(耕種農家)と畜産農家が連携することをいい、耕種農家が飼料作物や稲わら等を家畜の飼料として供給し、畜産農家は堆肥を提供するなど、地域資源循環による持続的な環境保全型農業に資する取組です。</p>

サ行

<p>魚のゆりかご水田</p> <p>5～6月、ナマズやフナなどの魚が産卵のため、琵琶湖から川や水路に遡ってきます。水田は、水温が高く、プランクトンが豊富なおうえ、外敵が少なく、稚魚の成育に適した環境です。</p> <p>しかし、近年は水路の整備などにより、排水路と水田の落差が大きくなったため、多くの水田では、魚が水田にまで上れなくなっています。</p> <p>そこで、人と生きものが共生する、本来の姿を取り戻すため、魚が水田に入り、産卵できるように水路に魚道をつくり、魚に優しい農業を実践している取組を「魚のゆりかご水田」といいます。</p>
<p>滋賀県環境こだわり農業推進条例</p> <p>より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産を確保し、滋賀県農業の健全な発展と琵琶湖等の環境保全に資することを目的として、平成15年3月に制定した条例です。</p> <p>県、農業者等、農業団体、農産物販売業者、消費者の責務や役割、環境こだわり農産物認証制度などについて明記しています。</p>
<p>滋賀県版GAP</p> <p>国が示す「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン」を基本に、琵琶湖・周辺環境への負荷削減技術など県独自の取組を加えたものです。</p>

<p>少量土壌培地耕</p> <p>本県が開発した養液栽培技術です。イチゴ、トマトなどの果菜類、バラなどで普及しています。名前のとおり、少量の土(イチゴやバラでは1株当たり2リットル、トマトやキュウリでは5～6リットル)を培地に使い、水や肥料が節約できる環境に優しい栽培法です。</p>
<p>食育</p> <p>食育基本法では、「食育は、生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきもの」と位置づけています。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てることをいいます。</p>
<p>水田ハロー</p> <p>代かき作業に使う農作業機械のことをいい、トラクターで牽引して表土をならします。耕す幅が広く、回転爪が短いので、浅水で作業ができ、濁水の流出防止につながります。</p>
<p>生物多様性</p> <p>生物種の多さと、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている状態をいい、さらに、生物が過去から未来へと伝える遺伝子の多様さまでを含めた幅広い考え方で、農地は生物多様性の保全機能を有しています。</p>
<p>世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策</p> <p>国の施策である農地・水・環境保全向上対策(平成 19～23 年度)の本県における名称です。次世代にも農村の豊かさを伝え、地域ぐるみの活動を継続していくことを目指して名付けられました。交付要件に環境こだわり農産物認証を加えるなど、制度上も、本県独自の仕組みになっています。</p>
<p>全面施肥</p> <p>耕地全面に肥料をまく施肥方法です。茶の栽培では、うね間に施肥することが一般的ですが、茶樹の株下は、うね間より根量が多く、浅い位置に根が分布しているので、全面施肥により株下まで散布することで、肥料の利用率が向上し、施肥量の削減につながります。</p>

夕行

<p>短茎小菊</p> <p>家庭用や仏花需要に用途を絞り、通常の市場規格より草丈を短く仕立てる小菊のことを短茎小菊といいます。</p> <p>従来より、栽培期間が短縮できるため、化学合成農薬・化学肥料の使用量も削減できます。</p>
<p>炭素貯留(土壌の炭素貯留機能)</p> <p>土壌は、土壌有機物として炭素を保持する機能を有しています。農地は、堆肥などの有機物を投入することで、二酸化炭素の排出削減に貢献できるとされています。</p>
<p>地域資源循環</p> <p>地域の中で発生する家庭生ごみ、家畜ふん尿などの有機物を、堆肥にして農地へ施用し、再資源化することをいいます。</p>
<p>地域ブランド</p> <p>地域ブランドとは、「地域」と結びつきのある「ブランド」のことをいい、「地域ブランド化」の取組によって生み出されるものです。また、「地域ブランド化」とは、地域の事業者(農業者、JA、加工事業者など)が、事業者間で統一したブランド(コンセプト)のもと、当該地域の自然、風土、文化、社会等に関連性を有する特定の商品の生産やサービスの提供を行う取組をいいます。</p> <p>(参考:農林水産省知的財産戦略本部専門家会議地域ブランドワーキング・グループ報告書(2008))</p>

地球温暖化

地球の表面温度が長期的に見て上昇する現象で、20世紀後半からは、人間活動の拡大で、二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素等の温室効果ガスの濃度増加による温暖化が大きな問題となっています。温暖化が進むと気象や生態系をはじめ、経済や食料生産、健康などへの悪影響が懸念されます。

ナ行

中干し

水稻栽培で、6月中下旬に、田面を軽く亀裂が入る程度に乾かすことをいいます。これにより土に空気が入り、水稻の根腐れを防いだり、土中の有害ガスを抜くことができるとともに、温室効果ガスであるメタンの発生を抑制できるとされています。

農業水利施設

作物の栽培に必要な水を田畑に供給するためのダムやため池、頭首工、揚水機場、水路等の施設のことをいいます。

農業の多面的機能

農業は、食料生産のほかにも、多くの役割を持っています。

大雨を一時的に貯めて、洪水や土砂くずれを防ぐ国土の保全や、水源のかん養(地表の水が地下水へ供給されること)、自然環境の保全、また、美しい田園風景の形成、農村の伝統文化の継承など、様々な機能を有しています。

農業の有する環境保全機能

農地には地球温暖化防止に効果のある炭素貯留をはじめ、物質循環、水質浄化、生物多様性保全などの環境保全機能を有しています。

農業排水対策

主に、稲作の田植え時期において、多量の土の粒子や窒素・リンなどの肥料成分を含む農業排水の流出を防止する対策のことをいいます。

農業排水が河川や琵琶湖に流れ込むと、水質や景観が悪化するとともに、漁業にも影響を与えます。このため、浅水代かきなど、農業排水の流出を防ぐ農作業の実践拡大や、排水を用水として再利用する施設の整備などの対策を県内全域で行っています。

農地・水・環境保全向上対策

平成19～23年度の5年間、国の施策として実施される対策で、農地や農業用水、農村の自然環境を農家だけでなく、様々な人たちの参加によって守る「地域ぐるみの活動」、これと一体となって行う「先進的な環境保全型の営農活動」の取組に対して支援をするものです。

ハ行

反復・循環利用施設

農業排水を用水として再利用することで、琵琶湖への流出を減少させ、用水を節約するための施設です。

同じほ場で排水を用水として再利用するための施設を循環利用施設、別のほ場で再利用するものを反復利用施設といいます。

被覆栽培

作物やほ場をネットやビニール等の資材で覆う栽培法です。防虫ネットは外部からの害虫の侵入を防ぎ、ビニールは降雨を遮断することにより、雨で伝染する病気の発生が軽減され、農薬使用の削減につながります。また、霜除けや保温を目的に被覆する場合があります。

ブランド

「もの」の価値(品質など)を備え、他と差別化することを意図とした情報(名称やデザインなど)を付加した商品・サービスであり、「もの」の価値と情報の組み合わせに対し、消費者がよいイメージを抱き、かつ、信頼をおいているものをいいます。

防蛾灯

果樹や野菜の害虫である夜行性の蛾(ガ)類の成虫等の侵入を防ぐため、農場周辺やハウス内に設置する電灯のことで、化学合成農薬使用量の削減につながります。

ヤ行

豊かな生きものを育む水田

かつての水田環境を取り戻し、生物多様性を復元する水田をいいます。

近年、生産性を追求した栽培管理や農地整備により、水田で見られる生きものの数や種類が減少しているため、これを保全する取組として進めています。

滋賀県環境こだわり農業推進条例

平成 15 年 3 月 20 日
滋賀県条例第 4 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）

第 2 章 環境こだわり農業の推進に関する施策（第 7 条 第 12 条）

第 3 章 環境こだわり農産物（第 13 条 第 22 条）

第 4 章 環境こだわり農業の実施に関する協定（第 23 条 第 25 条）

第 5 章 滋賀県環境こだわり農業審議会（第 26 条・第 27 条）

第 6 章 雑則（第 28 条）

付則

前文

湖国の農業は、世界屈指の古い湖である琵琶湖の周りにおいてその営みが始まり、湖を取り巻く山々からの豊かな水、肥沃な土、穏やかな気候といった自然環境に恵まれながら、いにしへの時代から、人々の命の糧となる食料を生産するとともに、畿内の幾多の都にも供給するという重要な役割を担ってきた。

近年においても、湖国の農業は、都市近郊という社会的条件の下で、集落営農をはじめとする特色ある担い手により、米を中心とする多様な農産物を供給するとともに、その営農活動を通じて、豊かな農村社会と文化を築き、県土や自然環境を保全し、美しい田園景観を形成するなど、私たちの生活の安定や地域の発展に重要で多面的な役割を果たし続けている。

一方で、湖国の農業は、近年、米の生産過剰や担い手の減少、農村の過疎化など様々な課題を抱えるとともに、生産性の向上を追求するあまり、化学的に合成された農薬や肥料に依存するようになり、その結果、農業が本来有する自然循環機能が低下するだけでなく、ともすれば琵琶湖や河川の環境にも負荷を与えている。

今日、すべての資源には限りがあることが深く認識され、暮らしや経済活動等のあらゆる面において持続可能な循環型社会を形成していくことが求められる中で、私たちは、環境と調和のとれた農業生産活動を推進することによって、かけがえのない水資源である琵琶湖と共生する農業の発展を目指し、将来にわたり、消費者にとってより安全で安心な農産物を安定的に生産し、併せて、琵琶湖とそれを取り巻く田園を良好に保全し、そこに私たちの健康と心の安らぎを得たいと願う。

私たちは、この滋賀の地において、湖国の農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指し、化学的に合成された農薬や肥料の使用を削減するなど、環境への負荷を低減し、農業の有する自然循環機能を高める新たな取組として、環境こだわり農業を私たち県民が一体となって推進することを決意し、ここに滋賀県環境こだわり農業推進条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境こだわり農業の推進に関し、県の責務等を明らかにするとともに、県が行う施策の基本となる事項を定め、環境こだわり農産物についての認証、環境こだわり農業の実施に関する協定その他の必要な措置を講ずることによって、より安全で安心な農産物を消費者に供給するとともに、環境と調和のとれた農業生産の確保を図り、もって本県の農業の健全な発展および琵琶湖等の環境保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 慣行的使用量 化学的に合成された農薬(以下「化学合成農薬」という。)および化学的に合成された肥料(以下「化学肥料」という。)について、県内における使用量を勘案して、規則で定める農作物(以下「対象農作物」という。)の種類ごとに、県内の営農活動において慣行的に使用される量として知事が定める量をいう。
- (2) 環境こだわり農業 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培するものをいう。
- (3) 環境こだわり農産物 第13条第1項の知事の認証を受けた農産物をいう。
- (4) 農業者等 農業を営む者(以下「農業者」という。)および集落を基礎として農業者が組織する団体その他の農業生産活動を共同して行う農業者が組織する団体のうち法人でない団体(代表者の定めのあるものに限る。)であって規則で定める要件に該当するものをいう。

(県の責務)

第3条 県は、環境こだわり農業の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、環境こだわり農業の推進に関し、市町村との連携を図るとともに、市町村が行う環境こだわり農業の推進に関する施策との調整に努めるものとする。

(農業者等および農業に関する団体の努力)

第4条 農業者等および農業に関する団体は、対象農作物に係る営農活動その他農業に関連する活動を行うに当たっては、環境こだわり農業の実施に主体的に取り組むよう努めるものとする。

(農産物販売業者の努力)

第5条 農産物の販売を業とする者は、その事業活動を行うに当たっては、環境こだわり農産物の供給が図られるよう努めるものとする。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、環境こだわり農業に関する理解を深め、環境こだわり農産物の利用を促進する等環境こだわり農業の推進に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

第2章 環境こだわり農業の推進に関する施策

(基本計画の策定)

第7条 知事は、環境こだわり農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画には、環境こだわり農業の推進に関する長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民、農業者、農産物の販売を業とする者等の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(営農技術指針の策定)

第8条 知事は、農業者等が環境こだわり農業を行うに当たり、そのよりどころとなる営農に関する技術的な指針（以下「営農技術指針」という。）を策定するものとする。

2 営農技術指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる営農方法に関する事項

(2) たい肥その他の有機質資材の適正な使用に関する事項

(3) 農業排水の適正な管理に関する事項

(4) その他環境こだわり農業を行うに当たって必要な事項

3 知事は、営農技術指針を策定し、または変更したときは、これを公表するものとする。

(広報、啓発等)

第9条 県は、県民、農業者、農産物の販売を業とする者等の環境こだわり農業についての理解を深めるため、広報、啓発その他の措置を講ずるものとする。

(農業者等の取組の促進)

第10条 県は、農業者等による環境こだわり農業の取組を促進するため、環境こだわり農業に関する技術の習得および向上に必要な情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

(試験研究)

第11条 県は、環境こだわり農業の効果的な推進を図るため、環境こだわり農業に関する技術の開発その他必要な試験研究を行い、その成果の普及に努めるものとする。

(農業による良好な景観形成等)

第12条 県は、環境こだわり農業の推進を図るに当たっては、農業が多面的機能を有することにかんがみ、農業による良好な景観の形成および再生可能なエネルギー資源の供給の促進ならびに農業の自然循環機能の維持増進を図るため必要な施策を講ずるものとする。

第3章 環境こだわり農産物

(認証)

第13条 農業者等は、県内において次の各号のいずれにも該当する生産計画に従い農産物を生産したときは、規則で定めるところにより、知事に申請して、当該農産物が当該生産計画に従い生産されたものである旨の認証を受けることができる。

(1) 対象農作物について作成されたものであること。

(2) あらかじめ適当である旨の知事の認定を受けたものであること。

2 知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る対象農作物の栽培方法その他必要な事項について調査を行い、当該農産物が当該生産計画に従い生産されたものであると認めるときは、その旨の認証をするものとする。

(生産計画の認定の申請等)

第14条 前条第1項第2号の生産計画が適当である旨の認定(以下「生産計画の認定」という。)を受けようとする農業者等は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した生産計画を作成して知事に申請しなければならない。

(1) 栽培を行おうとする土地の所在地、区域および面積に関する事項

(2) 栽培しようとする対象農作物の種類およびその栽培方法に関する事項

(3) 生産計画の期間に関する事項

(4) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定により生産計画の提出があった場合において、当該生産計画に定められた内容が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、生産計画を認定するものとする。

(1) 次に掲げる要件を満たす栽培方法を定めたものであること。

ア 化学合成農薬および化学肥料の使用量がそれぞれ慣行的使用量の5割以下であること。

イ たい肥その他の有機質資材の適正な使用の方法として知事が定める方法が用いられていること。

ウ 農業排水を適正に管理するための技術として知事が定める技術が用いられていること。

エ その他環境との調和に配慮した措置として知事が定める措置が講じられていること。

(2) 栽培しようとする対象農作物の作付面積が対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上であること。

3 知事は、生産計画を認定する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴くことができる。

4 第1項各号に掲げる事項を記載した生産計画であって、その内容が第2項各号に掲げる基準に適合するものとして知事が別に定めるものは、生産計画の認定を受けた生産計画とみなす。

(生産計画の変更)

第 15 条 生産計画の認定を受けた農業者等(以下「計画認定農業者等」という。)は、当該認定に係る生産計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。ただし、当該変更が規則で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条第 2 項および第 3 項の規定は、前項の認定について準用する。

(環境こだわり農産物の表示)

第 16 条 第 13 条第 1 項の認証を受けた農業者等。以下「認証取得農業者等」という。)は、当該認証に係る農産物またはその包装もしくは容器に、当該農産物が環境こだわり農産物であることを示す表示を付することができる。

2 前項の表示の様式は、規則で定める。

(小分け業者による表示)

第 17 条 農産物の小分けを業とする者(小分けして自ら販売することを業とする者を含む。以下「小分け業者」という。)は、規則で定めるところにより知事の承認を受けて、前条第 1 項の表示の付された環境こだわり農産物について、小分け後の当該環境こだわり農産物またはその包装もしくは容器に同項の表示を付することができる。

(氏名等の表示)

第 18 条 前 2 条の規定により表示を付す場合においては、当該表示を付そうとするものは、規則で定めるところにより、当該表示に併せて当該農産物を生産した認証取得農業者等(法人でない団体にあつては、認証取得農業者等またはその構成員)の氏名または名称その他規則で定める事項を表示しなければならない。

(認証または承認の取消し)

第 19 条 知事は、認証取得農業者等または第 17 条の承認を受けた小分け業者(以下「承認小分け業者」という。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 13 条第 1 項の認証または第 17 条の承認を取り消すことができる。

(1) 次条第 1 項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、または同項の調査を拒み、妨げ、もしくは忌避したとき。

(2) 詐欺その他不正な手段により第 13 条第 1 項第 2 号もしくは第 15 条第 1 項の認定もしくは第 13 条第 1 項の認証または第 17 条の承認を受けたとき。

2 前項の規定により認証を取り消された農業者等および承認を取り消された小分け業者は、当該認証または承認に基づき付された環境こだわり農産物であることを示す表示を抹消し、または除去しなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により認証または承認を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(報告および調査)

第 20 条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、計画認定農業者等、認証取得農業者等または承認小分け業者に対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、またはその職員に、これらの者のほ場、事務所、事業所その他必要な場所に立ち入らせ、その業務の状況もしくは帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(環境こだわり農産物の情報提供等)

第21条 認証取得農業者等は、環境こだわり農産物の普及のため、その生産する環境こだわり農産物の種類、出荷時期、出荷先その他の情報を消費者に提供するように努めなければならない。

2 県は、率先して環境こだわり農産物を購入するように努めるとともに、環境こだわり農産物の生産の状況に関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(環境こだわり農産物の県内消費の促進)

第22条 県は、県民が環境こだわり農産物を購入することができる機会の拡大を図るため、環境こだわり農産物の生産および県内における供給の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第4章 環境こだわり農業の実施に関する協定

(協定の締結)

第23条 知事は、環境こだわり農業の推進を図るため、県内において環境こだわり農業を行おうとする農業者等と環境こだわり農業の実施に関する協定(以下「協定」という。)を締結することができる。

2 協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 協定の対象となる土地の所在地、区域および面積に関する事項
- (2) 協定の対象となる対象農作物の種類およびその栽培方法に関する事項
- (3) 協定の有効期間に関する事項
- (4) 協定の変更または廃止の手続に関する事項
- (5) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (6) その他知事が特に必要と認める事項

3 協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 第14条第2項第1号に掲げる基準
- (2) 栽培しようとする対象農作物の作付面積が相当規模であるとして対象農作物の種類ごとに知事が定める面積以上であること。
- (3) 協定の有効期間は、5年間であること。

4 農業者等が協定を締結して環境こだわり農業を始めるに当たり第14条第2項第1号アに掲げる基準により難しいと認められる事由がある場合は、前項第1号の基準のうち化学合成農薬および化学肥料の使用量に関する基準については、協定の有効期間のうち規則で定める期間に限り、同項の規定にかかわらず、規則で定める基準によることができる。

5 知事は、協定を締結する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ滋賀県環境こだわり農業審議会の意見を聴くことができる。

(県の支援)

第24条 県は、協定を締結している農業者等に対し、当該協定に基づく環境こだわり農業の円滑な実施のため必要があるときは、経済的助成その他の支援を行うことができる。

(生産計画のみなし認定)

第25条 協定(第23条第4項の規定による基準によることとした協定を除く。)を締結している農業者等は、当該協定の締結または変更をもって、第13条第1項第2号または第15条第1項の認定を受けたものとみなす。

第5章 滋賀県環境こだわり農業審議会

(滋賀県環境こだわり農業審議会の設置)

第26条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として滋賀県環境こだわり農業審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

2 審議会は、この条例の規定により定められた事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、環境こだわり農業の推進に関する事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の調査審議を行うほか、環境こだわり農業の推進に関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(審議会の組織等)

第27条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(規則への委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3章および第4章の規定は、平成16年1月1日から施行する。

2 (略)

付 則(平成19年条例第20号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



このマークが目印

滋賀県環境こだわり農業推進基本計画

平成 23 年 (2011 年) 3 月

滋賀県農政水産部農業経営課

(〒520 - 8577 滋賀県大津市京町 4 丁目 1 番 1 号)

お問い合わせ

T E L : 077 - 528 - 3830

F A X : 077 - 528 - 4882

E-mail : gc00@pref.shiga.lg.jp

食べることで、びわ湖を守る。



美しいびわ湖のために。